

◎新潟県告示第3号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、次のとおり胎内川頭首工管理規程の変更を認可した。

平成30年1月5日

新潟県新発田地域振興局長

- 1 管理規程を変更した者の所在及び名称
胎内市羽黒2586番地
胎内川沿岸土地改良区
- 2 認可年月日
平成29年12月19日
- 3 認可した管理規程の概要
通知先関係機関の名称変更に伴う別表第1の改正